

重要事項説明書

重要 お申込みの前に必ずお読みください

A B C 少額短期保険株式会社

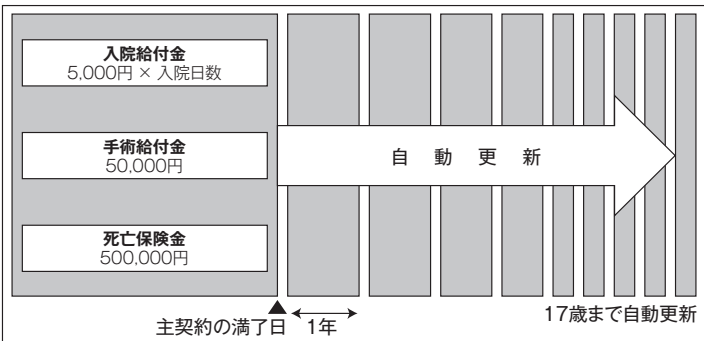
「重要事項説明書」には、特約のお申込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みください。なお、支払事由や制限事項の詳細など特約内容に関する取決めは、「特約条項」をご確認ください。

契 約 概 要

「契約概要」には、商品内容等を理解していただくために必要な情報をまとめて記載しています。お申込みの際は、「注意喚起情報」とあわせてお読みください。

商品のしくみ

『ABC とも特約』は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して、主契約の被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）の18歳未満の戸籍上の子（以下「従たる被保険者」といいます。）に対して、保障を提供する医療特約です。従たる被保険者が保険期間中に所定の入院をしたとき入院日数に応じた入院給付金を、所定の手術を受けたときに手術給付金を、亡くなったとき死亡保険金をお支払いします。



保障内容

【給付金・保険金をお支払いする場合】
お支払いする給付金・保険金の種類、給付金・保険金をお支払いする場合（支払事由）および給付金・保険金の支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入 院 給 付 金	次のいずれかの目的のため、従たる被保険者が特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所に入院したとき ①特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1・※2・※3} の治療 ②特約の責任開始日以後に受傷した傷害の治療 ③特約の責任開始日以後に成立した妊娠にともなう分娩	5,000円 ×入院日数
手 術 給 付 金	次のいずれかの目的のため、従たる被保険者が特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所で所定の手術を受けたとき ①特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1・※3} の治療 ②特約の責任開始日以後に受傷した傷害の治療	50,000円
死 亡 保 険 金	次のいずれかの原因により、従たる被保険者が特約の保険期間中に死亡したとき ①特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1・※3} ②特約の責任開始日以後に受傷した傷害	500,000円

※1 特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。
※2 特約の責任開始日より前に成立した妊娠にともなう所定の妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。
※3 先天畸形、変形および染色体異常を除きます。

注 意 喚 起 情 報

「注意喚起情報」には、特約の付加に際して特にご注意ください情報をまとめて記載しています。お申込みの際は、「契約概要」とあわせてお読みください。

クーリング・オフ（お申込みの撤回等）

お申込みをした後でも、特約の責任開始日の前日までであれば、お申込みを撤回または特約を解除（以下「クーリング・オフ」といいます）することができます。クーリング・オフをご希望されるときは、次の必要事項をご記入いただいた郵便（ハガキまたは封書）を当社にご送付いただくか、もしくは、ご入力いただいた電子メールを当社にご送信ください。なお、クーリング・オフの効力は、郵送の場合、郵便物の発送日（消印日）に、電子メールの場合、電子メールの当社受信日に発生します。

必要事項	①クーリング・オフを希望する旨 ②保険契約者の住所 ③（郵便の場合）保険契約者の自署 ③（電子メールの場合）保険契約者の記名 ④従たる被保険者の氏名 ⑤お申込みされた保険商品の名称（『子特約2024』）
郵便の 送付先	〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目1番先 ABC少額短期保険株式会社 顧客サービス部 宛
電子メールの 送信先	support@abc-hoken.co.jp

告知義務の内容

お申込みに際して、主たる被保険者には、従たる被保険者の健康状態等を正しく告知する義務（告知義務）があります。告知書でお尋ねする質問に主たる被保険者が事実をありのまま正確に回答してください。なお、告知した内容によってはお申込みのお引受けをお断りすることがあります。

【告知受領権】

カスタマーセンターのオペレーターや少額短期保険募集人には、告知を受ける権利（告知受領権）があります。口頭でお話しされても、告知したことにはなりません。必ず、告知書でお尋ねする質問にご記入いただき、ご回答ください。

【給付金・保険金の支払請求時における確認】

当社の社員または当社が委託した者が給付金・保険金の支払請求の際に告知内容や請求内容などについて確認させていただくことがあります。

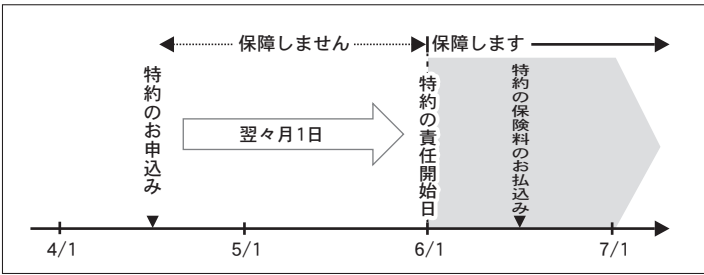
【告知義務違反】

事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をした場合、告知義務違反として特約を解除することがあります。告知義務違反により特約を解除した場合、たとえ支払事由が発生しても、給付金・保険金をお支払いすることができません（ただし、給付金・保険金の支払事由と解除の原因となった事実が無関係であることを保険契約者、主たる被保険者または給付金・保険金の受取人が証明したときを除きます）。

※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による特約の中途付加として、特約を取消します。この場合も給付金・保険金をお支払いすることができます。

特約の責任開始日

お申込みのお引受けを決定した特約について、特約付加申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準として、その日が属する月の翌々月1日から保障を開始します。（以下「特約の責任開始日」といいます。）



【給付金のお支払いに関する制限】

給付金のお支払いには、次の制限があります。

- ①1回の入院における入院給付金の支払限度日数は30日です。
- ②入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一もしくは医学上重要な関係があると当社が判断したときは、それぞれの入院を1回の入院とみなします。
- ③同日中に2種類以上の手術を受けても、1回の手術を受けたものとみなします。
- ④1の特約の保険期間における入院給付金および手術給付金の支払限度金額は、それぞれの給付金の支払金額を合計して40万円です。

【給付金・保険金をお支払いすることができない場合（支払事由非該当）】
次のいずれかの事由による入院・手術・死亡については、給付金・保険金をお支払いすることができません。

- ①特約の責任開始日より前に発病した疾病または受傷した傷害を原因とする場合
- ②助産院など、医療法に定める病院または診療所以外で出産した場合
- ③以下の手術を受けた場合

創傷処理、皮膚・鼓膜の切開術、デブリードマン、鶏眼・胼胝切除術、骨・軟骨・関節の非観血的・徒手的な整復術・整復固定術・授動術、外耳道異物除去術、鼻腔・下甲介の粘膜焼灼術、鼻腔内異物摘出術、抜歯手術、会陰・陰門・頸部の切開術・縫合術、会陰・陰壁・頸管の裂創縫合術、吸引焼出術、鉗子焼出術、胎児外転術
- ④特約の責任開始日より前から健康診断等で経過観察・再検査・精密検査・治療などの指摘を受けていた傷病を原因とする場合
- ⑤特約の責任開始日より前から自覚症状が出現していた傷病を原因とする場合
- ⑥医学的な所見により発病・受傷時期が特約の責任開始日より前であることが明らかな傷病を原因とする場合
- ⑦医学的な所見により入院や手術の必要性が認められない場合
- ⑧治療を目的としない入院や手術（例：人間ドック、検査入院、待機入院、視力矯正、美容整形など）の場合

【給付金・保険金をお支払いすることができない場合（免責事由）】
次のいずれかの事由により支払事由に該当したときは、給付金・保険金をお支払いすることができません。

- 《入院給付金・手術給付金》
 - ①保険契約者の故意または重大な過失
 - ②主たる被保険者の故意または重大な過失
 - ③従たる被保険者の故意または重大な過失
 - ④従たる被保険者の犯罪行為または闘争行為
 - ⑤従たる被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑥従たる被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑦従たる被保険者の薬物依存
 - ⑧従たる被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - 1)法令に定める運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - 2)酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - 3)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間
- ⑨地震、噴火または津波
- ⑩戦争またはその他の変乱

《死亡保険金》

- ①特約中途付加初年度の責任開始日から特約の保険期間を通算して3年以内の自殺
- ②保険契約者の故意
- ③主たる被保険者の故意
- ④地震、噴火または津波
- ⑤戦争またはその他の変乱

【給付金・保険金をお支払いすることができない場合

（告知義務違反・重大事由等）】

次のいずれかの事由が発生したときは、給付金・保険金をお支払いすることができません。

- ①告知した内容が事実と異なり、告知義務違反によって特約が解除された場合
- ②詐欺目的で給付金・保険金の支払いを請求するなど、重大事由によって特約が解除された場合
- ③詐欺により特約を中途付加し、特約が取消された場合
- ④不法取得目的により特約を中途付加し、特約が無効となった場合

付加できる主な特約およびその概要

付加できる特約はありません。

特約の保険期間

特約の保険期間は、特約の中途付加日から主契約の保険期間満了日までです。なお、特約の中途付加日は、重要事項説明書「注意喚起情報」中の「特約の責任開始日」と同日です。

【特約の更新】

保険契約者から特約を継続しない旨の申出がなく、特約の保険期間満了日の翌日（以下「特約の更新日」といいます）における従たる被保険者の満年齢が18歳未満である場合、特約は、特約の更新日に自動的に更新します。更新後の特約には、特約の更新日において当社が使用する特約条項を適用し、更新後の特約の保険料は、特約の更新日における従たる被保険者の満年齢にもとづき、特約の更新日において当社が使用する保険料率によって計算します。なお、更新後の特約の保険期間は、特約の更新日から起算して1年です。

経営破綻した場合の特約のお取扱い

当社は少額短期保険業者であり、万一経営破綻した場合、保険契約者保護機構による資金援助等の保護がありません。また、特約も保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

保険の乗換時に生じる不利益

現在契約中の保険を解約したり減額して、新たに保険にお申込みされる場合、一般的に次の点で不利益となることがあります。保険の乗換えをご検討されているお客さまはご注意ください。

- ①乗換前の保険について、多くの場合、返戻金はお払込みされた保険料より少ない金額となります。特にご契約されてから短期間で解約した際における返戻金は、まったくないかあってもごく僅かです。
- ②乗換前の保険について、一定期間ご契約を継続することを前提に発生する配当金の請求権を失うことがあります。
- ③新たにお申込みいただく特約について、従たる被保険者の健康状態等によっては、お申込みのお引受けをお断りすることがあります。また、特約の責任開始日より前に発病・受傷した傷病にともなう入院・手術・死亡については、保障の対象となりません。

個人情報の取扱い

よりよいサービスの提供を目指して、お客さまからお預かりする個人情報を細心の注意をもって適切にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

プライバシーポリシー

当社は、個人情報のお取扱いについて、プライバシーポリシーを定め、お客さまの個人情報を適正にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に努めます。なお、プライバシーポリシーについては、当社のインターネット・ホームページ（https://www.abc-hoken.co.jp/）をご覧ください。また、個人情報の開示・訂正等に関するご請求や当社の個人情報のお取扱いに関するお問合せは、次の窓口にて承ります。

個人情報に関する問合せ窓口
ABC少額短期保険株式会社 お客様相談室 〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目1番先 ☎ 0120-369-815 受付時間 10：00～18：00（土・日・祝・年末年始を除く）

機微（センシティブ）情報の取扱い

保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社は、業務の適正な運営を確保するために、お客さまの同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でお客さまの保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得しています。

支払時情報交換制度

給付金または保険金（以下「保険金等」といいます。）の支払請求に際して、お客さまの契約内容を照会することがあります。当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、一般社団法人日本少額短期保険協会加盟等の各少額短期保険業者および特定の損害保険会社（以下「各少額短期保険加盟者」といいます。）とともに、保険金等のお支払いの判断または保険契約（特約）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」にもとづき、当社を含む各少額短期保険業者等の保有する保険契約（特約）等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。保険金等の支払請求があった場合や、これらにかかる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払時情報交換制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて、他の各少

引受条件

特約のお引受けにあたっては、次の条件があります。

- ①従たる被保険者が当社の『ABCはじめて保険（無配当死亡保障付医療保険）』、『ABCメンバーズ保険（無配当総合医療保険）』、『ABCおかあさん保険（無配当新死亡保障付医療保険）』、『新ABCおかあさん保険II（無配当女性ケア給付付医療保険）』、『ABCおかあさん保険III（無配当女性ケア給付付医療保険2024）』、『子特約II』または『ABC とも特約（子特約2024）』をすでにご契約されている場合、重複してお申込みをお引受けすることができません。また、同時に複数の保険商品のお申込みをお引受けすることもできません。
- ②特約の中途付加日における従たる被保険者の満年齢が13歳以上の場合、お申込みをお引受けすることができません。
- ③告知内容によっては、お申込みのお引受けをお断りすることがあります。
- ④過去の申込経緯や契約状況によっては、お申込みのお引受けをお断りすることがあります。

【給付金・保険金の削減支払い】
急激に給付金・保険金のお支払いが増加し、著しく当社の収支が悪化したときは、給付金・保険金を削減してお支払いすることがあります。

特約の保険料

特約の保険料は、特約の中途付加日または特約の更新日における従たる被保険者の満年齢によって計算します。特約の保険料については、パンフレットまたは当社のインターネット・ホームページ（https://www.abc-hoken.co.jp/）をご覧ください。

【特約の保険期間中の特約の保険料の増額または給付金・保険金の減額】
特約の保険期間中であっても著しく急激に当社の収支が悪化したときは、特約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

特約の保険料のお払込み

特約の保険料は、主契約の保険料とともにお払込みください。（主契約の保険料と特約の保険料を別々にお払込みすることはできません。）なお、特約の保険料は、主契約の保険料の払込期月に対応する保険料とし、主契約の保険料と特約の保険料の合計金額を保険料として主契約の普通保険約款の規定を適用します。

配当金

この特約には、配当金がありません。

特約の解約および解約返戻金

特約は、特約の保険期間中いつでも解約することができます。なお、この特約には、解約返戻金がありません。

保険商品に関する問合せ窓口

ABC少額短期保険株式会社 カスタマーセンター 〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目1番先 ☎ 0120-369-815 受付時間 10：00～18：00（土・日・祝・年末年始を除く）

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

法令等で注意喚起することとされている事項

【更新時における特約内容の変更】
特約を更新する際に、当社の収支が悪化したときは、更新後の特約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

【特約の更新をお引受けしない場合】

特約を更新する際に、この特約が不採算となり、特約の更新のお引受けが困難であると認められるときは、特約の更新をお引受けしないことがあります。

【少額短期保険業者がお引受けする保険商品】

当社ははじめとする少額短期保険業者は、次の範囲で保険契約（特約）をお引受けしています。

- ①保険契約（特約）が生命保険または傷害疾病保険の場合、（特約の）保険期間は1年以内です。
- ②保険契約（特約）が生命保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする死亡保険金額の上限は300万円です。
- ③保険契約（特約）が傷害疾病保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする保険金額の上限は80万円です。
- ④1人の被保険者についてお引受けするすべての保険契約（特約）の合計保険金額の上限は1,000万円です。
- ⑤保険契約（特約）が生命保険の場合、1人（または1社）の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は3億円です。
- ⑥保険契約（特約）が傷害疾病保険の場合、1人（または1社）の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は8,000万円です。

①保険契約（特約）が生命保険または傷害疾病保険の場合、（特約の）保険期間は1年以内です。
②保険契約（特約）が生命保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする死亡保険金額の上限は300万円です。
③保険契約（特約）が傷害疾病保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする保険金額の上限は80万円です。
④1人の被保険者についてお引受けするすべての保険契約（特約）の合計保険金額の上限は1,000万円です。
⑤保険契約（特約）が生命保険の場合、1人（または1社）の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は3億円です。
⑥保険契約（特約）が傷害疾病保険の場合、1人（または1社）の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は8,000万円です。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、ABC少額短期保険株式会社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出することができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社カスタマーセンター（☎0120-369-815）までお問合せください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、消滅後5年を経過した保険契約（特約）にかかわるものを除きます。

照会項目	回答項目
従たる被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市区群までとします。）	保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および従たる被保険者との続柄、死亡保険金等の受取人の氏名および従たる被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法、照会を受けた日から5年以内に発生した保険事故にかかわる保険事故発生日、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の会社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のインターネット・ホームページ（https://www.shougakutanki.jp/）をご覧ください。